

# 高知県共催及び後援事業承認事務取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は、県が共催又は後援する事業に係る承認事務を適正に行うための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 官民協働及び市町村政との連携協調を推進するため、事業の企画、運営に企画し、また経費の一部を負担するなど、当該事業について責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 経済の活性化、地域振興、文化・芸術・スポーツの振興などに貢献するため、事業の実施について賛同することをいう。

## (名義)

第3条 この要領による共催又は後援の名義は「高知県」とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、出先機関の管内で、主として管内住民等を対象として実施される事業等に対して行う共催又は後援については、出先機関の名義を使用できるものとする。

## (承認基準)

第4条 共催の承認基準は別表1に、後援の承認基準は別表2に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、県行政の円滑な推進の見地から特に必要があると認めるものについては、共催又は後援の承認をすることができるものとする。
- 3 主催者が、高知県暴力排除条例（平成22年10月22日条例第36号）第2条第1号から3号のいずれかに該当すると認める場合は、共催又は後援の承認の対象としない。

## (申請手続)

第5条 共催又は後援の承認を受けようとする者は、別記第1号様式若しくは別記第1号様式の2又は次の事項を記載し、原則として名義使用開始(事業の開催日又は、高知県の名義を使用した文書やポスターの印刷作業の開始日のいずれか早い日をいう)の14日前までに、知事又は出先機関長に提出するものとする。

- (1) 事業の名称、目的及び内容
- (2) 主催者の職、氏名及び事務局等連絡先
- (3) 開催日時(期間)及び開催場所
- (4) 参加対象者及び参加見込者数
- (5) 他の共催者及び後援者(予定者を含む)
- (6) 入場料金その他参考事項

- 2 前項は、電子申請でも可能とする。

## (決定)

第6条 前条の規定による申請があった場合、第3条第1項に規定する名義の使用については、共催又は後援の申請のあった事業を所管する課長(事業を所管する課長が明確でない場合は、事業の目的、内容又は主催団体等との関係性を鑑みて総務部長が指定する課長)がその内容を審査し、適当と認めるときは別記第2号様式による承認通知書により、承認できないときはその旨を、それぞれ当該申請者に通知するものとする。ただし、別に定めるときは、当該課長は部局長の決裁を受け、又は総務部長への合議を要するものとする。

- 2 第3条第2項の規定に基づく出先機関の名義使用については、前項本文の規定を準用する。この場合において、同項中「第3条第1項」とあるのは「第3条第2項」と、「課長」とあるのは「出先機関長」と、「別記第2号様式」とあるのは「別記第2号様式の2」と読

み替えるものとする。

3 教育委員会など知事部局以外の課が申請を受け付け、決定する場合は広報広聴課の合議を要するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 事業の主催者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに当該変更又は中止に係る内容について、別記第3号様式若しくは別記第3号様式の2を知事又は出先機関長に届け出なければならない。

(承認の取消)

第8条 共催又は後援を承認した事業であっても、その内容が第4条の承認基準に該当しなくなったと認められるときその他共催又は後援することが不相当となったと認められるときは、その承認を取り消すものとする。

2 前項の規定による承認の取消については、第6条の規定を準用する。

(事業の完了報告)

第9条 事業の主催者は、共催又は後援の承認を受けた事業が完了したときは、別記第4号様式若しくは別記第4号様式の2又はそれにかわる報告を遅滞なく知事又は出先機関長に提出するものとする。

(無断使用)

第10条 共催又は後援の承認の手続きを経ずに、第3条に規定する名義を無断使用した場合(承認前に既に印刷し、公表した場合を含む。)は、警告書を出すことができるとともに、その事由によっては、以後の共催又は後援の承認は認めないものとする。

(雑則)

第11条 申請者が事実と異なる申請を行った場合又は第9条の規定に定める書面を提出していない場合には、その事由によっては、以後の共催又は後援の承認は認めないものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年9月13日から施行する。

附則

この要領は、平成28年6月16日から施行する。

附則

この要領は、平成29年6月13日から施行する。

附則

この要領は、平成30年9月5日から施行する。

附則

この要領は、令和3年2月17日から施行する。

附則

この要領は、令和4年6月28日から施行する。

附則

この要領は、令和4年12月28日から施行する。

別表1（第4条関係）  
共催事業の承認基準

|               |  |
|---------------|--|
| 主催者についての承認基準  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びに連合体</li> <li>2 新聞社、放送局等の報道機関</li> <li>3 福祉、文化、環境、地域づくり、産業振興等の分野で県行政の円滑な推進に寄与する事業を行っている公益法人及びその他の団体（宗教団体又は政治団体を除く）</li> </ol>   |
| 事業内容についての承認基準 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県行政の運営方針及び公序良俗に反しないものであること</li> <li>2 事業の目的が、県の政策、施策の推進に寄与するもので、公益性があるものであること</li> <li>3 特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと</li> <li>4 特定の団体の利益を目的とするものでないこと</li> <li>5 事業の内容及び規模から、営利目的でないこと</li> <li>6 県が負担する責任の範囲が明確になっているものであること</li> <li>7 事業の開催にあたり、公衆衛生に関する十分な措置が講じられていること</li> </ol> |

備考

- 1 主催者については、「主催者についての承認基準」の1から3までのいずれかに該当しなければならない
- 2 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の1から7までのすべての項目に該当しなければならない。

別表2（第4条関係）  
後援事業の承認基準

|               |   |
|---------------|---|
| 主催者についての承認基準  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びに連合体</li> <li>2 新聞社、放送局等の報道機関</li> <li>3 福祉、文化、環境、地域づくり、産業振興等の分野で県行政の円滑な推進に寄与する事業を行っている公益法人及びその他の団体（宗教団体又は政治団体を除く）</li> </ol>  |
| 事業内容についての承認基準 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公序良俗に反しないものであること</li> <li>2 事業の目的が、県行政の推進に寄与するもので、公益性があるものであること</li> <li>3 特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと</li> <li>4 特定の団体の利益を目的とするものでないこと</li> <li>5 事業の内容及び規模から、営利目的でないこと</li> <li>6 事業の開催にあたり、公衆衛生に関する十分な措置が講じられていること</li> </ol> |

備考

- 1 主催者については、「主催者についての承認基準」の1から3までのいずれかに該当しなければならない
- 2 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の1から6までのすべての項目に該当しなければならない。
- 3 事業内容が、広く公衆に自らの主義主張を伝えるもの（講演会、講座等）であっても、多様な意見を排除しないと判断できるものについては、事業内容についての承認基準2に該当するものとし、「高知県は公益に資する自由な議論の場の確保のため当該事業を後援している」旨の文言を配布チラシ等に明記することを条件に、承認をするものとする。